

富山市まちなかオフィス等開設支援事業補助金交付要綱

商工労働部長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年規則第36号。）第24条の規定に基づき、富山市まちなかオフィス等開設支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 都心地区 第2次富山市総合計画で都心地区と定める地域をいう。
- (2) オフィス 事業者が専ら自らの事業に係る事務処理業務を行うための床面積が、賃貸面積の50%以上を占める施設をいう。
- (3) 新設 新たに事業を営むため、オフィスを都心地区で開設すること、又は富山市内に事業所を有しない者が、新たにオフィスを都心地区で開設することをいう。
- (4) 従業員 新設したオフィスで業務を行うため、常用雇用者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条1項に規定する被保険者（1週間の所定労働時間が30時間未満の者を除く。）をいう。以下同じ。）として事業者には雇用されている者をいう。
- (5) 新規雇用者 従業員のうち、オフィスの営業開始日から6箇月以内に新規に雇用された者で、富山市内に住所を有する者。

(補助金の交付)

第3条 市長は、都心地区での賑わいの創出と活性化を推進するため、都心地区にオフィスを新設する者（以下「交付対象者」という。）に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(交付対象者等)

第4条 補助金の交付対象者及び業種は別表1に定める者とし、かつ次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 新設するオフィスの転貸借契約を締結していないこと
- (2) 当該オフィスの新設に対し、この補助金とは別に、富山市補助金等交付規則の規定による補助金の交付の決定を受けていないこと

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する事業を行う者に対しては補助金を交付しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく営業の許可又は届出を要する事業
- (2) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
- (3) その他市長が目的に合致しないと認める事業

(補助金の額及び交付対象経費等)

第5条 補助金の額等は別表2に定めるとおりとし、交付対象となる経費は次のとおりとする。

(1) 交付対象者が設置したオフィスの賃貸に要する経費(ただし、敷金、権利金、共益費、その他これらに類する経費を除く。また、オフィス以外の施設を併設している場合は、オフィス部分のみを対象とする。)のうち、支払いの事実が確認できる額とする。

2 前項の規定による補助金に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 国や県等から同様の事由により助成金を受けた場合は、補助対象としない。

4 交付対象期間は、申請のあった日の属する月から起算して36箇月間を上限とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、当該オフィスでの営業開始日から2箇月以内に、富山市まちなかオフィス等開設支援事業補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 交付の申請は、申請を行う月の属する年度の3月末日までの交付対象経費を申請することとし、交付対象期間が複数年度にわたる場合は、毎年4月に前項の申請書を市長に提出しなければならない。ただし、補助対象期間が3月より前に終了する場合は、その終了する月末までを事業の対象とする。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により交付を決定し、富山市まちなかオフィス等開設支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により交付を申請した者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 前条の通知を受けた者は、交付対象期間終了後、又は毎年3月末日までに、富山市まちなかオフィス等開設支援事業補助金実績報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第9条 市長は、前条の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助金の額を確定し、富山市まちなかオフィス等開設支援事業補助金額確定通知書(様式第4号)により、交付対象者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その交付決定を取消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付を受けた日から5年を経過する日までに、正当な理由なく当該オフィスを移設し、又はその事業を著しく縮小し、休止し、廃止したとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、補助金を交付することが著しく不適當であると市長が認めるとき。

(細則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

	創業枠	一般枠
対象者	<p>市税に未納がなく、次の①～②のすべてに該当する事業者</p> <p>① 新たに事業を営むため、オフィスを新設する者</p> <p>② オフィスの床面積が 20 m²以上 50 m²未満であること （ただし 50 m²以上の床面積の場合は、20 m²ごとに従業員 1 名以上を配置しなければならない）</p>	<p>市税に未納がなく、次の①～②のすべてに該当する事業者</p> <p>① 富山市外で事業を営んでいる者が、新たに都心地区においてオフィスを新設する者</p> <p>② オフィスの床面積が 20 m²以上であること （ただし 40 m²以上の床面積の場合は、20 m²ごとに従業員 1 名以上を配置しなければならない）</p>
対象業種	<p>① 建設業 ② 製造業 ③ IT・情報産業 ④ 運輸業 ⑤ 卸売業</p> <p>⑥ 金融、保険業のうち、銀行業及び証券業、保険業 ⑦ 不動産業、物品賃貸業</p> <p>⑧ 学術研究、専門・技術サービス業</p> <p>⑨ サービス業のうち職業紹介・労働派遣業、その他の事業サービス業</p> <p>⑩ その他市長が特に認める業種</p>	

別表2（第5条関係）

家賃補助	<p>● 交付限度額：毎年4月から3月末まで（年度内）の期間で上限50万円まで（36箇月間で150万円までとする。）</p> <p>● 助成率：対象経費の1/2以内</p> <p>● 交付対象期間：補助金交付申請書を受理した日の属する月から36箇月間</p>
雇用奨励金	<p>● 新規雇用者1人あたり20万円までを1回に限り交付（ただし、新規雇用者を1年間継続雇用した場合に限る。）</p> <p>● 交付限度額：1社あたり5人分100万円までとする。</p>